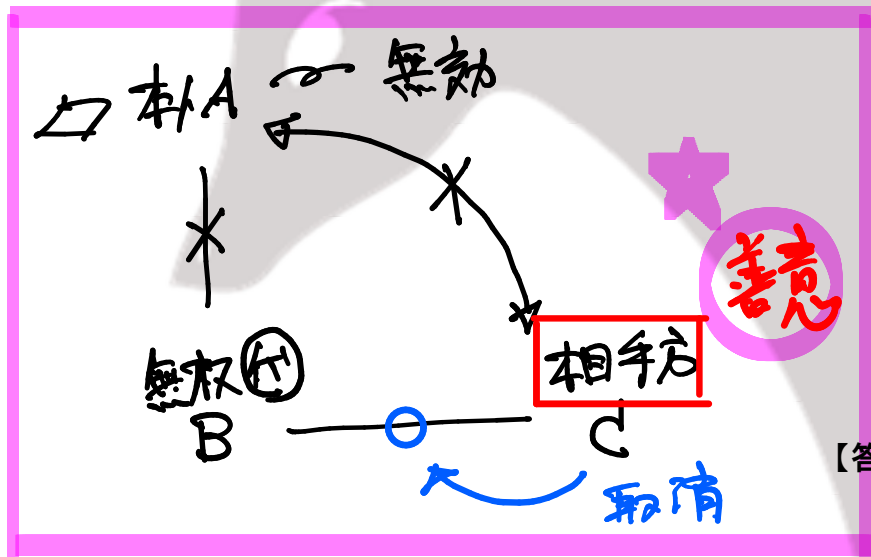


無権代理の相手方の取消権 宅建 H05-02-1 <<#504>>

【問】正誤をつけよ。

Aの子BがAの代理人と偽って、Aの所有地についてCと売買契約を締結した。Aが売買契約を追認するまでの間は、Cは、Bの無権代理について悪意であっても、当該契約を取り消すことができる。



《ポイント》 無権代理の相手方の取消権

代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時に代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。（民法 115 条）

⇒ 善意の相手方は、取り消すことができる。過失の有無は問わない

《補講》 無権代理行為の追認

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。（民法 116 条）